

PwC Tax Insight (No.13/2020)

新型コロナウィルスの感染拡大に伴う税務措置 :源泉徴収税率引き下げに関する詳細

Issued Date: 03 April 2020

歳入局規則 Taw Paw. 324/2563
が発表され、源泉税率の引き下げ
に関する詳細が規定されました。

2020年3月30日に発表された源泉徴収税率の引き下
げに関する財務省令第361号(詳細はTax insight No.
12/2020を参照)に続き、歳入局規則 Taw Paw.
324/2563が発表され、2020年4月1日より施行されて
いる本省令の詳細が規定されました。

本規則では、2020年4月1日から2020年9月30日ま
でに企業により支払われた所得で、1.5%の源泉徴収
税率が適用される場合の課税所得およびその所得受
領者の性質について、規定しています。

上記の課税所得およびその所得受領者の内容につ
いては、以下を参照ください。



課税所得	所得受領者
歳入法典第40条(2)に基づく所得 (請負やサービス提供による収入)	タイ国で事業活動を営む企業(財団および協会を除く)
歳入法典第40条(3)に基づく営業権、著作権その他の権利からの所得	タイ国で事業活動を営む企業(財団および協会を除く)
歳入法典第40条(6)に基づく、法律、医学、工学、建築、会計、美術等の自由専門業による所得	- タイ国で事業活動を営む企業(財団および協会を除く) - タイ国に居住する個人
歳入法典第40条(7)および(8)に基づく、請負業務からの所得	- タイ国で事業活動を営む企業(財団および協会を除く) - 外国の法律の下で設立された法人でタイ国で恒久的支店を有し事業活動をしている場合 - 個人
歳入法典第40条(8)に基づく役務の提供による所得の内、俳優への報酬、広告料、損害保険料、輸送費を除くもの	- タイ国で事業活動を営む企業(財団および協会を除く) - 個人
販売促進を目的とした賞金、割引き、その他の特典	- タイ国で事業活動を営む企業(財団および協会を除く) - 個人

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uzozumi@pwc.com

武部 純
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

名賀石 樹
(0 2844 1366/Mobile:09 22490014)
tatsuki.nakaishi@pwc.com

松下駿太郎
(0 2844 1466/Mobile:09 82821372)
matsushita.shuntaro@pwc.com

森岡 青紀
(0 2844 2102/Mobile:06 26032435)
aoki.morioka@pwc.com

玉木 寿典
(0 2844 1470/Mobile:06 55109668)
tamaki.toshinori@pwc.com

小島 大佑
(0 2844 1269/Mobile:08 45554601)
daisuke.k.kojima@pwc.com

川又 麻美
(0 2844 1321)
asami.kawamata@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号: (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。